新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が拡大されましたので、お知らせします。各専門学校等におかれては、これまでの通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底と生徒の学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いします。

2 文科教第 7 9 3 号 令和 3 年 1 月 1 4 日

各都道府県教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 専修学校を置く国立大学法人の長 厚 生 労 働 省 医 政 局 長 厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長 義 本 博 司

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を 踏まえた専門学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(周知)

このたび,新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)」の対象区域に, 7府県(栃木県,岐阜県,愛知県,京都府,大阪府,兵庫県,福岡県)が加えられ,政府 における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました(本通知 末尾参照)。

各専修学校(専門課程及び一般課程)及び各種学校(以下「専門学校等」という。)におかれましては、令和3年1月5日付総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と生徒の学修機会の確保について」及び令和3年1月8日付け総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」等を踏まえ、<u>感染対策の一層の徹底</u>や、生徒の学修機会の確保等に御配慮をいただくようお願いします。

なお、緊急事態宣言の対象区域に所在する専門学校等における教職員の出勤等については、令和3年1月8日付生涯学習推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」においてお知らせしているところであり、このたび対象区域に追加された7府県に所在する専門学校等におかれても、同事務連絡の趣旨を踏まえ、適切に御対

応いただきますようお願いします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

(関係資料)

■新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年1月13日変更) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel coronavirus/th siryou/kihon r 030113.pdf



■令和3年1月5日付総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と生徒の学修機会の確保について」

https://www.mext.go.jp/content/20210106-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf



■令和3年1月8日付け総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_06.pdf



■令和3年1月8日付生涯学習推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」

https://www.mext.go.jp/content/20210114-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係

直通:03-6734-2915